

習志野市地元のちから事業継続応援金 申請の手引き

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症により、業績の悪化等の影響を受ける中小企業者等に対し、事業継続の下支えをすることを目的に、事業全般に広く使える給付金を交付します。

2. 受付期間

令和3年4月16日(金)から 令和3年8月31日(火)【必着】まで

3. 給付額

一律20万円（1個人または1法人につき1回に限る。）

4. 対象者

中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者(※1)で、以下(1)～(8)の要件をすべて満たす者

※1 主たる業種により条件が異なりますが、いずれの業種であっても、

以下の①または②の要件を満たす場合は、同法に定める「中小企業者」となります。

①資本金 5,000 万円以下 ②従業員数 50 人以下

- (1) 令和2年12月までに市内において事業を開始していること。
- (2) 市内に主たる事業所等を有し、現に市内で事業を営んでいること。
⇒主たる事業所等の所在地は、以下のいずれかを言います。
※【個人】所得税青色申告決算書または所得税収支内訳書の事業所所在地
※【法人】法人税の確定申告書別表一に記載された納税地
- (3) 不動産等賃貸業を主たる事業とする個人にあつては、個人事業の開業届出申請がされていること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2021年1月から3月までの月平均の売上高等が2020年1月から12月までの月平均の売上高等(※)と比較して15%以上減少していること。
※2020年中に開業した場合は、開業日(⇒開業届)または会社設立の年月日(⇒登記事項証明書)の属する月から2020年12月までの月平均の売上高等と比較する。
- (5) 過去に本支援金を受給したことがないこと。
- (6) 今後も市内で営業を続ける意思があること。
- (7) 大規模企業と資本関係のあるみなし大企業でないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員またはそれらと密接な関係をもつ者でないこと。

【以下に該当する法人は、対象となります】

- ①株式会社 ②合名会社 ③合資会社 ④合同会社
- ⑤(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
- ⑥弁護士法に基づく弁護士法人 ⑦公認会計士法に基づく監査法人
- ⑧税理士法に基づく税理士法人 ⑨行政書士法に基づく特許業務法人
- ⑩司法書士法に基づく司法書士法人 ⑪弁理士法に基づく特許業務法人
- ⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人
- ⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人 ⑭社会福祉法人(※2)
- ⑮医療法人(※2)

※2 社会福祉法人・医療法人については、中小企業基本法第2条第1項に掲げる
中小企業者における「サービス業」と同様の範囲となります。

<注意>

売上高等の減少率が要件を満たしていても、その原因が新型コロナウイルス感染症の感染拡大でない場合は対象となりませんので、ご承知おきください。

【支給対象とならない業種等】

- ①特定非営利活動法人(NPO)法人 ②一般社団・財団法人 ③公益社団・財団法人
- ④学校法人 ⑤農事組合法人
- ⑥農業法人(ただし、会社法の会社または有限会社は対象)
- ⑦組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)
- ⑧有限責任事業組合(LLP) ⑨宗教法人 ⑩政治団体
- ⑪風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業
又は同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する事業を行う者

<対象例>

次のような売り上げの企業の場合・・・

※令和2年1月～12月までの売上の合計は240万円で月平均が20万円

※令和3年1月～3月までの売上の合計は18万円で月平均が6万円

⇒20万円から6万円に減少し、70.0%減少しているのが対象となります。

[計算方法] ①: $240(\text{万円}) \div 12(\text{か月}) = 20(\text{万円})$

②: $18(\text{万円}) \div 3(\text{か月}) = 6(\text{万円})$

③: $(\text{①} - \text{②}) \div \text{①} \times 100 = 70.0(\%) = \text{売上高等の減少率}$

(売上:万円)

2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上	50	50	40	5	0	15	20	20	10	10	10	10

2021年	1月	2月	3月
売上	10	4	4

5. 申請方法

必要書類を揃え、以下の宛先に郵送してください。(令和3年8月31日【必着】)

〒275-8601 習志野市産業振興課(地元のちから事業継続応援金担当)

	必要書類	個人 (青色)	個人 (白色)	法人	確認
1	習志野市地元のちから事業継続応援金 交付申請書 市ホームページまたは産業振興課窓口で配布しています。	◎	◎	◎	<input type="checkbox"/>
2	確定申告書第一表	◎	◎	◎	<input type="checkbox"/>
3	(A) 個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> 青色申告決算書(1、2ページ目) または収支内訳書(1ページ目) 不動産等賃貸業を主たる事業としている場合は、 開業届(個人事業の開業・廃業等届出書)の控え (B) 法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> 法人事業概況説明書(1、2ページ目) 確定申告期の1期を終えていない法人は、 登記事項証明書(履歴事項全部証明書など) 	◎	◎	◎	<input type="checkbox"/>
4	2021年1月から3月までの ひと月ごとの売上高等が確認できる売上台帳等の写し (例) 試算表、売上台帳、月計表 など 余白に記名押印をお願いします。 これにより、記載の売上高等が当該事業によるものであり、 事実と相違ないと誓約したものととして取扱います。	◎	◎	△ 2	<input type="checkbox"/>
5	2020年1月から12月までの ひと月ごとの売上高等が確認できる売上台帳等の写し (例) 試算表、売上台帳、月計表 など 余白に記名押印をお願いします。 これにより、記載の売上高等が当該事業によるものであり、 事実と相違ないと誓約したものととして取扱います。	△1	◎	△ 2	<input type="checkbox"/>
6	委任状 代理で申請する場合や、申請者と振込先口座の名義が 異なる場合などに必要となります。	△	△	△	<input type="checkbox"/>

(注) 上記書類のほか、審査のために追加で提出を求める場合があります。

【凡例】

△1: 青色申告決算書で月々の売上高等が確認できる場合は不要

△2: 法人事業概況説明書で月々の売上高等が確認できる場合は不要

△: 必要に応じて提出

6. 交付の方法

(1) 交付の決定

審査の結果、適当と認められた場合は、決定から 30 日以内に交付（振込）します。
決定通知は送付しませんので、決定金額は通帳等によりご確認ください。

(2) 不交付の通知

審査の結果、交付できない場合は、書面により、その旨を通知します。

(3) 取消・返還

交付決定後、必要に応じて、調査への協力を求めることがあります。

その結果、要件に適合しない事実や不正受給等が発覚した場合は、交付決定を取り消し、交付した応援金を返還していただきます。

7. 問い合わせ先

習志野市 協働経済部 産業振興課（市庁舎4階）

電話番号：047-453-7395

対応時間：8:30～17:00（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）

（注）感染症拡大防止のため、電話での問い合わせにご協力ください。

もし窓口でのご相談や申請書類の確認などを希望される場合は、電話予約をお願いします。
予約されていない場合は、原則として、その場での確認等は行わず、申請書類のお預かりのみとなりますので、あらかじめご了承ください。

不正受給は犯罪です

STOP!

不正受給!

不正の内容が悪質な場合には刑事告発される場合があります。

9-1. 書き方見本

記入例（個人）

別記 第1号様式（第5条第1項）

令和3年4月16日

習志野市長 宛て

（申請者）

住所又は事業所の所在地 習志野市 鷺沼2-1-1

フリガナ ナラシノ タロウ

氏名又は事業者名及び代表者名 習志野 太郎

電話番号 047-111-1111

（事務担当者 習志野 太郎）



習志野市地元のちから事業継続応援金交付申請書

新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大の影響により売り上げが減少していることから、習志野市地元のちから事業継続応援金の交付を受けたいので、習志野市地元のちから事業継続応援金事業実施要領第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付申請額 200,000円

要件の確認	主たる事業の業種 （該当する1つに☑）	<input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 福祉 <input checked="" type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	【個人】開業日（開業届） 【法人】会社設立日（登記）	平成30年 5月 16日		
	従業員数 又は 資本金の額	人	又は	円
	主たる事業所等の所在地	習志野市 鷺沼2-1-1		

売上高等	(1)	2021年 1月～3月の合計額	4,250,000 円	÷ 3 =	1,416,666 円	A
	(2)	2020年 1月～12月の合計額	50,000,000 円	÷ 12 =	4,166,666 円	B
		<2020年中に開業した場合> 開業月～12月の合計額	円	÷ ____ =	円	B
減少率	(3)	B - A			2,750,000 円	C
	(4)	C ÷ B × 100	66.0	(小数点第2位以下切捨て) % (≥15.0%)		
減少理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、 2021年1月に緊急事態宣言が再発令されたことで、消費者の外出機会が減少し、来店客数が半減したため。					

振込先口座（※）	金融機関名	習志野銀行	預金区分	普通・当座・貯蓄
	支店名	習志野 支店	口座番号	1234567
	フリガナ	ナラシノ タロウ		
	口座名義	習志野 太郎		

※振込先口座は申請者の名義と同一のものとしてください。同一名義でない場合、委任状等が必要です。

減少理由の記入にあたっては、9-2の減少要因の書き方の見本を参考に事実を正確に記載ください。

記入例（法人）

別記 第1号様式（第5条第1項）

令和3年4月16日

習志野市長 宛て

（申請者）
 住所又は事業所の所在地 習志野市 鷺沼2-1-1
 フリガナ カブシキガイシャ ナラシーノ タクホウトリシマリヤク ナラシノ タロウ
 氏名又は事業者名及び代表者名 株式会社ナラシーノ 代表取締役 習志野 太郎
 電話番号 047-111-1111
 （事務担当者 習志野 太郎）



習志野市地元のちから事業継続応援金交付申請書

新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大の影響により売り上げが減少していることから、習志野市地元のちから事業継続応援金の交付を受けたいので、習志野市地元のちから事業継続応援金事業実施要領第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付申請額	200,000 円
-------	-----------

要件の確認	主たる事業の業種 (該当する1つに☑)	<input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 福祉 <input checked="" type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> その他()		
	【個人】開業日(開業届) 【法人】会社設立日(登記)	平成30年 5月 16日		
	従業員数 又は 資本金の額	50 人	又は	1000万 円
	主たる事業所等の所在地	習志野市 鷺沼2-1-1		

売上高等	(1)	2021年 1月～3月の合計額	4,250,000 円	÷ 3 =	1,416,666 円 A <small>(小数点以下切捨て)</small>
	(2)	2020年 1月～12月の合計額	50,000,000 円	÷ 12 =	4,166,666 円 B <small>(小数点以下切捨て)</small>
		<2020年中に開業した場合> 開業月～12月の合計額	円	÷ ____ =	円 B <small>(開業後の月数) (小数点以下切捨て)</small>
減少率	(3)	B - A	2,750,000 円 C		
	(4)	C ÷ B × 100	66.0	% (≥15.0%) <small>(小数点第2位以下切捨て)</small>	
減少理由	新型コロナウイルス感染症の影響により、 2021年1月に緊急事態宣言が再発令されたことで、消費者の外出機会が減少し、来店客数が半減したため。				

振込先口座 (※)	金融機関名	習志野銀行	預金区分	普通・当座・貯蓄
	支店名	習志野 支店	口座番号	1234567
	フリガナ	カブシキガイシャ ナラシーノ タクホウトリシマリヤク ナラシノ タロウ		
	口座名義	株式会社ナラシーノ 代表取締役 習志野 太郎		

※振込先口座は申請者の名義と同一のものとしてください。同一名義でない場合、委任状等が必要です。

減少理由の記入にあたっては、
 9-2の減少要因の書き方の見本を参考に事実を正確に記載ください。

9-2 減少要因の書き方(参考)

申請書の「減少要因」欄につきましては、以下の記載例を参考に、令和3年1月～3月の売上高等が、前年と比較して減少している具体的な理由について、正確に記載してください。

例1 飲食業

新型コロナウイルス感染症の影響により、
2021年1月に緊急事態宣言が再発令されたことで、消費者の外出機会が減少し、来店客数が半減したため。

例2 建設業

新型コロナウイルス感染症の影響により、
2021年2月頃から、中国からの住宅用資材の輸入が困難となったことを受けて、売上げが減少したため。

例3 製造業

新型コロナウイルス感染症の影響により、
2021年2月頃から、取引先より、原材料が納品されなくなったことを受けて、売上げが減少したため。

例4 医療業

新型コロナウイルス感染症の影響により、
外来(訪問診療)を休診しなければならなくなったため。

例5 卸売業

新型コロナウイルス感染症の影響により、
取引先の飲食店が休業したことで、売上げが半減したため。